

平成29年度日本水泳連盟への団体・競技者登録について

平成29年度の団体登録、競技者登録を「Web-swmsys」より登録処理をお願いいたします。

まずは、団体・競技者申請書の郵送、登録料の支払いが、完了してから競技会へエントリーしましょう。

団体登録、競技者登録、年度途中での所属団体の異動等の不明点については、長野県水泳連盟HPおよび、文末のメールアドレスにて登録委員会へご相談ください。

重複登録防止のため、競技会参加経験のある選手は、個人の登録番号7桁が発番されておりますので、必ず本人に確認し、同じ番号・同じ人名漢字で登録を行うようお願いいたします。

1、登録申請窓口(申請書類の送付先及び登録料振込先)

- ① 中学校(無償登録) → 長野県中学校体育連盟水泳専門部
- ② 高等学校・高等専門学校 → 長野県高校体育連盟水泳専門部
- ③ 中学校(有償登録)・スイミングクラブ・実業団・友好団体 → 長野県水泳連盟登録委員会

2、有償基本登録の締め切り

- ① 有償基本登録の締め切りは平成29年 5月15日(月)
- ② 随時、追加登録は受け付けいたします、ただし競技会参加申し込みWeb締め切り 5日前までに下記の申請書類の送付及び登録料振込で登録申請処理を完了といたします、期日までに完了できない場合は未登録扱いとなり、競技会への参加ができません。
また、何らかのペナルティーを課す場合があります。

3、登録申請書(有償登録の中学校・高等学校・高等専門学校・スイミングクラブ・実業団・友好団体)は下記書類を上記窓口、高体連及び登録委員会へ郵送ください。

- ① 団体登録申請書(Web-swmsys で作成、追加登録時にも同封)
- ② 競技者登録一覧表(Web-swmsys で作成、追加登録時にも同封)
- ③ 選手登録集計表(長野県水泳連盟HPよりダウンロードして作成(Excel)、追加登録時にも同封)
*メールアドレスは登録委員会からの問合せなど連絡用に使用します、記入をお願いいたします。
- ④ 振込領収書(金融機関の振込領収書のコピーを選手登録集計表の裏面に貼付してください)

4、登録費用について(振り込み手数料は各申請団体負担となります)

* 団体登録料 10,000円(登録選手1名から)

* 競技者登録料 1,500円(幼児・小学生・中学生・高等学校生・高等専門学校生・一般)

5、異動届(無料)

- * 年度途中で何らかの事由により、競技者が所属団体を異動した場合は異動先団体で移動届の提出をお願いいたします、異動届は、長野県水泳連盟HPからダウンロードできます。
但し、第二区分登録(SC・友好団体に限る)選手のみとなります。
- * 競技会・記録の公認・登録人数の把握等に支障をきたす事態になっています、必ず届出を提出ください。
- * 届の郵送先お問い合わせ先は下記メールアドレスへお願いいたします。

- 6、IDカードは2017年度より毎年有償登録された選手全員配布に代わります、再発行は行いませんのでIDカードを紛失しないよう、選手への指導をお願いいたします、紛失された場合、次年度有償登録までお待ちください。
尚、昨年度まで無料配布されていた、カードケース及びストラップは廃止となります。
- 7、団体登録、競技者登録について、年度途中での所属団体の異動等についての問い合わせは下記メールアドレスの登録委員会へご相談ください、返信には時間が必要な場合もありますので、ご了承ください。
- 8、「競技団体及び競技者登録規定」が下記内容にて、平成29年4月1日より施行されます、長野県水泳連盟においてもこれに沿って登録業務を行いますので、ご承知ください。

問合せメールアドレス nagano_entry@yahoo.co.jp
長野県水泳連盟登録委員会 西澤 宛

競技団体及び競技者登録規定

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟(以下「本連盟」という。)が、水泳競技の健全な普及・発展と円滑な競技運営を図るため、競技団体登録(以下「登録団体」という。)及び競技者登録に関することを定める。

(団体登録)

第2条 登録団体は、第一区分と第二区分のいずれか一方に属する。

- 2 第一区分とは学校及び勤務先(事業所)、第二区分とは第一区分以外の任意団体(以下「任意団体」とする。
- 3 勤務先を第一区分として登録する場合の名称は法人名とする。

(競技者登録)

第3条 競技者は、所属する学校及び雇用関係のある勤務先の第一区分並びに任意団体の第二区分の2ヶ所に競技者登録することができる。

- 2 競技者は、自らの責任に於いて所属する第一区分、第二区分の登録団体を選択する。
- 3 第一区分は、競泳・飛込・水球・シンクロナイズドスイミング・オープンウォータースイミング・日本泳法の全ての競技種目を通じて、1カ所の登録とする。(＊水球については別に細則を設ける)
- 4 第一区分登録は、年度途中で変更することはできない。第二区分登録は、所定の手続きにより、年度途中で変更することができる。
- 5 第二区分は、競技種目毎に登録団体を選択することができる。小・中・高校生の第二区分登録は、スイミングクラブ等の活動(練習)実態を有する登録団体とする。
- 6 国際大会の日本代表及び国民体育大会の都道府県代表は、第一区分、第二区分のいずれにも属さないが、競技者はいずれかの登録団体に登録されていなければならない。

(登録の手続き)

第4条 団体登録及び競技者登録は、登録団体責任者が加盟団体を通じて行わなければならない。

- 2 競技者登録料は、第一区分・第二区分の登録団体それぞれから発生する。
- 3 大学生(高等専門学校)の4・5年生を含む)は学生委員会支部への登録とし、その他の学生(専門学校及大学院を含む)は加盟団体への登録とする。
- 4 新規第二区分の団体登録について、その任意性等不明な場合は、事前加盟団体を通じて本連盟に確認しなければならない。
- 5 登録にあたっては、本連盟が別に定める「競技資格規則」、「競技会及び海外交流規則」を理解し、遵守しなければならない。

(登録の期限及び登録料)

第5条 団体登録及び競技者登録の有効期限は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 団体登録及び競技者登録の際は、登録の有効期間の残存期間に係わらず、本連盟の定める登録料を納付しなければならない。
- 3 小学校体育連盟及び中学校体育連盟の主催大会に参加するため団体・競技者の第一登録区分登録料は無償とする場合がある。
- 4 団体登録及び競技者登録は、期間途中での抹消することができる。但し納付した登録料の返金はしない。

(附則) 1 本規定は平成29年4月1日から施行する。